

○議案第26号 守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、同法に規定する特定個人情報の取り扱い等を定めようとするほか所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、マイナンバー制度の開始にあたり、個人情報の取り扱いについては、国の制度設計上、法の規定に基づき、特定個人情報をオンライン結合することとなるが、昨今の国民年金に関わる個人情報流出問題も踏まえ、今一度、人為的な漏洩等のないよう、個人情報の管理には万全を期されたいこと。また、制度開始に伴い、各種必要となる事務については、遺漏なきよう進められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。